

全国人権連 2022 年度政府各省要求事項 [国土交通省回答]

1、公営住宅は、法制度の改悪により、月収15万8千円以下などのごく限られた低所得者しか入居できません。加えて、居住者の高齢化や外国人居住の増加等で住民間のコミュニケーションに新たな課題が生じ、自治会活動など住民の共同活動も困難を抱えています。自治体任せではなく、地域の実情を踏まえた国の支援が求められる。

①公営住宅の新規建設を含む供給の増加をすすめるとともに、UR 賃貸住宅の空き家や、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど、多様な供給方式の活用により、公営住宅の供給を大幅に増やされたい。

- 住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定を確保するため、公営住宅等の公的賃貸住宅の整備・管理を進めることは重要な課題です。
- 公営住宅については、地域の実情を最もよく把握している地方公共団体が責任をもって整備・管理を行っています。具体的には、都道府県が「住生活基本計画」を定めて公営住宅の供給の目標量を位置付け、これに基づいて都道府県や市町村が公営住宅の建設や空き家募集等を行っています。
- 国としても、計画に沿って地方公共団体が行う公営住宅の整備や維持管理について、社会資本整備総合交付金等により支援しているところです。
- 今後とも、低額所得者の居住の安定を確保するため、地方公共団体を支援してまいります。

②公営住宅については、法改悪で引き下げられた、現行の月収15万8千円の入居収入基準を、まずは引き下げ前の月収20万円に引き上げるとともに、子育て世代や単身者が入居しやすいようにし、収入が増えた入居者を「収入超過者」として、強制的に居住者を追い出すことはやめていただきたい。

(収入基準)

- 公営住宅法令上で規定している収入基準は、平成23年度の公営住宅法改正によって参酌基準とされており、地方公共団体はこの金額を参酌して条例で設定することとなっています。
- また、収入基準の額については、月収25万9千円まで引き上げることが可能となっています。
- よって、収入基準の設定については、地方公共団体が地域の実情を勘案し、条例において設定するものと考えています。

(単身者)

- 「同居親族要件」については平成23年度の公営住宅法改正により廃止されています。
- 入居要件については、地方公共団体が地域の実情を勘案して設定するものと考えていますが、国土交通省としましても、若年単身者を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、いまだ同居親族要件を条例で規定している地方公共団体に対し、同要件の廃止等を検討するよう働きかけを行っていきます。

(収入超過者)

- 公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給するものであり、公営住宅法第28条第1項に規定する「収入超過者」に該当した場合は、公営住宅を明け渡すように努めなければならないとされています。
- 「収入超過者」に対しては公営住宅法令上、強制的に追い出すということはありませんが、公営住宅を必要としている住宅に困窮する低額所得者に入居いただくため、自主的に明け渡していただくことが適切と認識しています。

③旧同和地区の改良・公営住宅の空き家問題は、「部落」の固定化、新たな差別的偏見の温床になっており、この問題解決は急務の課題である。各府県別市町村別の空き家状況を明らかにし、入居基準の見直し、入居での市民への開放、融合型地域づくりの観点から周辺地域住民の入居の一定枠の確保などの措置をとられたい。

- 旧同和地区という単位での改良住宅・公営住宅の調査は行っていないため、現在行っている全国調査の結果から旧同和地区分を抽出することは困難です。
- 公営住宅における入居資格については、法の趣旨・目的に照らして適切な範囲内において地方の裁量による条例における規定が可能となっており、地域の実情に応じ、特に困窮度が高い方を対象として、戸数枠を設けるなど優先入居制度を活用することが可能です。また、公営住宅の空き家の活用については、多様な目的外使用が可能となるケースがあります。
- また、改良住宅における入居資格は、原則改良地区内の従前居住者となっておりますが、空き室が発生した場合には公営住宅に準じた入居要件で公募することとしております。

④世帯構成の激変から以前のような核家族中心の入居要件を抜本的に見直し、無条件の単身者も入居要件に含めるよう、各自治体への徹底した指導を行われない。

- 公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給されるものですので収入要件と住宅困窮要件両方に該当する必要はありますが、以前規定のあった「同居親族要件」は平成23年度の公営住宅法改正により廃止していることから、「単身者」については、公営住宅法上では入居者資格を有することとなっています。
- 入居者資格については、地方公共団体が地域の実情を勘案して設定するものと考えていますが、国土交通省としましても、昨今、若年単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、引き続き同居親族要件を条例で規定している地方公共団体に対し、同要件の廃止等を検討するよう働きかけを行っていきます。

⑤入居時の保証人については、国土交通省が2018年3月、保証人の確保を入居の前提とすべきでないという通知を出した。しかし、まだ多くの自治体で保証人を入居時に要求しており、保証人要件が住宅困窮者入居の障害となっている。公営住宅の保証人要件を残している自治体には、要件を撤廃を強く指導されたい。

- 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保する住宅セーフティネットの根幹をなす施策であり、保証人を確保できないために公営住宅へ入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要です。
- 国土交通省においては、公営住宅の入居要件について、今後身寄りのない高齢者が増加すること等を踏まえ、都道府県等の事業主体に対し、保証人の確保を前提とすることから転換を図るよう要請してきたところです。
- 未だに保証人を求めている事業主体に対しては、引き続き、担当者会議や研修等の場で見直しに関する要請を行っていきます。

⑥公営・改良住宅の再生にあたっては、当該住民や周辺住民の意見も把握し、民間資本導入整備を優先するのではなく、住民主体に進めるよう自治体を指導されたい。旧同和地区の改良・公営住宅の老朽化が各自治体で問題になっており、特別法のもとで建設された改良・公営住宅の建て替え時期別戸数の具体的内容（各時期区分別、各府県・政令都市別、改良住宅・公営住宅の戸数）を明らかにされたい。改良・公営住宅の建て替えを促進するために国の主導的な役割の発揮、適切な財政的援助を行われたい。

（住民主体の公営住宅等の再生について）

- 改良住宅・公営住宅の再生にあたっては、民間の知見を活かしつつ、住民のニーズや意向を踏まえながら事業を実施することが重要であり、住民の合意形成やコミュニティ形成に配慮された優れた取組み事例について、地方公共団体に対し周知をしているところです。

（特別措置法で整備された住宅の建替時期別戸数）

- 現在行っている全国調査では、特別法の下で整備した改良住宅・公営住宅と、通常の改良住宅・公営住宅とを区分して管理していないため、把握しておりません。

（建替促進のための財政的支援）

- 改良住宅・公営住宅の計画的な建替を促進するため、地方公共団体の長寿命化計画等の策定を促進すると共に、当該計画に基づく建替事業に対し、社会資本整備総合交付金や個別の補助金等により支援しているところです。
- また、耐震性のない改良住宅・公営住宅の建替事業や、建設後相当の期間が経過し、老朽化した改良住宅・公営住宅の建替事業については、防災・安全交付金による重点的支援を行っております。

⑦住環境において旧「部落」の固定化を排し、融合型の新しい街づくりを実現するために、有益な地域づくりの成功例や制度活用の紹介など、地域住民の役立つ情報提供を行われたい。

- 人生100年時代において、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応して、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進するため、スマートウェルネス住宅等推進事業の中で「多様な世帯の互助を促進する地域交流拠点」などの整備を行うモデル的な取組に対し支援を行うと共に、ホームページにおいて、選定された事業の紹介、情報提供を実施しています。
- また、改良住宅や公営住宅においては、高齢化の進展等で、コミュニティバランスに問題が生じると、自治会活動の減少等により住宅の維持管理や地域社会の維持が困難となる又はその恐れがあるため、適正なコミュニティバランスの確保に関する先進的な取組事例を、自治体向けの研修会等において、様々な取組事例の紹介を通じて周知を図っているところです。

2、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業（要綱 2006年8月国住整備38-2号）債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料も示されたい。

- 地方公共団体における償還事務の円滑な推進のため、国と府県が連携して実施する償還推進助成により、これまで住宅新築資金等貸付事業により住環境の改善に努めてきた市町村の財政負担の軽減等を図っております。
- また、債権管理回収業務の一般的な取扱いをまとめた「債権管理回収業務標準マニュアル」を作成し、担当者向け研修会等において専門家による解説等により、理解を深める取組を行っているところです。
- 貸付金滞納状況（各県別）については別紙のとおりです。

3、国民の命と暮らしを守ることを予算配分や制度改善では最優先とし、防災と生活関連公共事業を積極的に推し進められたい。豪雨災害と関わり河川改修を優先的に整備することが教訓となった。適切な法令の整備を進めていただきたい。

- 令和4年度国土交通省関係予算では、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を3本柱として、取組を進めることとしており、引き続き、必要な施策を講じてまいります。

4、愛知県 11 市 4 町に係る新川流域における治水対策費の増額を

新川流域については、都市化の進展が著しく、治水施設の整備が遅れていて、たびたび浸水被害を繰り返しています。

洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、堆積土砂の除去等を進める予算の増額を求めます。狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図ることが重要と考えます。

従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっています。総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するための補助金増額、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等のための予算の増額などが必要です。

一級河川の支川や二級河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する予算の増額を求めます。

- 新川では、河川管理者である愛知県により、個別補助事業等を活用し、河道拡幅や橋梁改築等の事業が行われているところです。
- また、新川は、平成19年度に特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画が策定され、河川整備と流域対策一体となった流域治水の取り組みが進められてきたところであり、河川整備に加えて、流域対策として、関係自治体等で雨水貯留浸透施設の整備等が推進されています。
- 国土交通省としましては、5カ年加速化対策予算も活用し、新川をはじめ全国の一級河川の支川や二級河川における流域治水の取り組みについて、支援してまいります。

5、外国籍の方が、地域で安心して生きられる真の共生社会のために。愛知県津島市で2018年に、高齢一人暮らしの女性たちのためのシェアハウスを立ち上げたが、現在は3人の難民申請中の方々を受け入れ、共に暮らしている。これまでに8人の国籍が様々な仮放免者を受け入れ、友人や地域の方々と共に支援をしている。

彼らは、住民登録や就労を認められず、健康保険がなく病院にもかかれない。数人の友人らの募金で賄うのもすでに限界を超え、当事者らは痛み止めで我慢するしかない。家族のように助け合って生きる仮放免者が就労を禁じられ、医療からも遠ざける制度は非人道的である。国が推奨する「SDGs～誰一人取り残さない」の精神に反している。

津島市は単身高齢者が多く、重いものを運ぶなど高齢者では難しい作業も手伝ってくれ地域の方から大変喜ばれている。彼らはこの地域で頼もしい住民、存在になっている。彼らが基本的人権に基づいた尊厳ある地域生活が送れるようにと強く願うものである。次の要望をする。

- ①住民登録ができるようにしてください。
- ②市営住宅の開き部屋を借りれるようにしてください。
- ③医療機関に国民健康保険と同じ負担で受診できるようにしてください。

- 要求事項で記載されている「仮放免者」の取扱いにつきましては出入国在留管理庁で対応すべきことと思いますので、国土交通省からは外国人に関する一般論として回答させていただきます。

公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについては、

- A. 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。））第22条第2項の規定により永住許可を受けた者
- B. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる者

については、入居申込資格を認めるものとし、その他の外国人についても法第19条の3第1項に規定する中長期在留者については、地域の実情を勘案し、地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いとしていただくようお願いしています。

- 上記A、B及び中長期在留者に該当しない場合であっても、本来入居すべき対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であれば、地方公共団体の判断において、公営住宅の目的外使用制度の活用により市営住宅を使用することは可能です。